（無格付の証券化証券等の個別リスク相当額等に係る特例）

第十四条の三　前条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付（前条第三項に該当する場合を含む。以下同じ。）の証券化証券等について、当該証券化証券等の裏付資産を構成する個別の有価証券等に対して適用される個別リスク相当額の加重平均値を適用することができる。

一　当該証券化証券等が最優先証券化証券等（証券化証券等の裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除き、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの（再証券化証券等である場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化証券等が含まれているものを除く。）をいう。）であること。

二　金融商品取引業者が、当該証券化証券等の裏付資産の構成を常に把握していること。

2　前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ＡＢＣＰプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化証券等について、自己資本控除に代えて、当該証券化証券等の原資産を構成する個別の資産に対して適用される個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトのうち最も高いものと八パーセントのうち、いずれか高い方を適用して個別リスク相当額を計算することができる。

一　当該証券化証券等が経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化証券等に対して十分な個別リスクを引き受けていると認められること。

二　金融商品取引業者が、当該証券化証券等に係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。

3　前条第三項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完については、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用される個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトのうち、最も高いものを用いて計算することができる。

4　金融商品取引業者は、無格付の証券化証券等について、当該無格付の証券化証券等の裏付資産を構成する個別の有価証券等に対して適用される個別リスク相当額に係る前条に規定するリスク・ウェイトの加重平均値に集中レシオ（当該無格付の証券化証券等に係る証券化取引に関する全ての証券化証券等の額の合計額を、当該無格付の証券化証券等が含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化証券等の額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値を個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化証券等は、自己資本控除とする。

5　前項本文の規定が適用される無格付の証券化証券等の個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化証券等よりも優先され、かつ、格付を有する証券化証券等の個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトを下回らないものとする。

（オフ・バランス取引の証券化証券等）

第十四条の四　次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化証券等については、当該証券化証券等の名目額に当該各号に定める掛目を乗じた額をもって当該証券化証券等の時価額とみなす。

一　適格格付業者による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて個別リスク相当額が算出される適格流動性補完　百パーセント

二　無格付の適格流動性補完　五十パーセント

三　適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分　零パーセント

四　前三号に掲げるオフ・バランス取引以外のオフ・バランスの証券化証券等（保証及びクレジット・デリバティブを提供している場合を除く。）　百パーセント

2　金融商品取引業者は、一の証券化証券等について自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る個別リスク相当額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の個別リスク相当額のみを自己資本規制比率の計算に用いることができる。

（証券化証券等に対する保証等の取扱い）

第十四条の五　金融商品取引業者が証券化証券等に対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合、当該金融商品取引業者は、被保証債権又は原債権である証券化証券等を保有している場合と同様の方法により、一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額を算出しなければならない。

2　前項の場合において、第十五条第一項第三号の規定にかかわらず、取引先リスク相当額は取引先に対するポジションについて第十五条第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じたものとする。

（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額）

第十四条の六　第四条第二項、第五条第四項、第六条第二項及び第六項並びに第十条の二第一項の規定にかかわらず、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスク相当額は、第十四条の二に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一　当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスク相当額の合計額

二　当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

2　特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る個別リスク相当額は、第十四条の二に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一　次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ　当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスク相当額の合計額

ロ　当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち、あらかじめ特定された順位に相当する数から一を減じた数に等しい個数の参照資産等の個別リスク相当額を、小さいものから順に合計した額

二　当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

3　第六条第八項の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額の計算について準用する。

4　前三項の規定にかかわらず、プロテクションの提供に係る特定順位参照型クレジット・デリバティブが格付を有する場合にあっては、その個別リスク相当額の算出については、第十四条の二の規定を準用する。この場合において、「証券化証券等」とあるのは、「特定順位参照型クレジット・デリバティブ」と読み替えるものとする。

（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額の削減）

第十四条の七　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを保有する金融商品取引業者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により個別リスク相当額を削減することができる。

一　当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち一の資産を保有している場合　当該一の資産の個別リスク相当額と当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額のうち当該一の資産に係る部分の額（当該額が当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額よりも小さい場合は、当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額とする。次号において同じ。）とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として個別リスク相当額を相殺する方法